

令和3年（ヨ）第10001号 妨害物排除仮処分申立事件

債権者 オハラ樹脂工業株式会社

債務者 JMITU 愛知地方本部 外

主 張 書 面（6）

名古屋地方裁判所民事第1部 ロ係 御中

令和3年5月31日

債務者代理人

弁護士 福 井 悦 子

同 稲 垣 仁 史

債務者は、本主張書面により、債務者の主張書面（7）について、以下のとおり反論する。

1 債権者の主張

債権者は、令和3年4月29日に、「債権者の指示で従業員の1人が債権者東工場2階の測定室上部に、同室に入るための出入り口を撮影する防犯カメラ1台を設置しようとした際、他の従業員4名(債務者分会役員を含む分会組合員)がこれを妨害した」と主張している。

2 「防犯」カメラは実に12台設置された

実際には、従業員らが、カメラの設置を妨害した事実はない。乙61は、この時の、カメラの設置作業をしていた鈴木氏と尾畑氏、朝倉氏、西垣氏、河村氏らによる会話の反訳書であるが、妨害にあたるような言動は一切ない。

しかし、債権者は、4月29日に設置しようとした1台の「防犯カメラ」についてのみ述べているが、実際には、カメラはこの1台だけではない。債権者があ

新たに設置したカメラ台数は実に12台である。その設置場所や、カメラの向きは、本書面添付の図面のとおりである。なお、調査の時点では12台のカメラがあったが、現在は(6)と(8)がなくなり、10台になっている。

より問題なのは新しく設置されたカメラの向きである。カメラは、外からの不審者の侵入を撮影するようには設置されておらず、もっぱら室内に向けられている。

3 防犯カメラではなく、監視カメラである事実

そもそも、債権者の工場には、別紙図面の中でグリーンで塗られた「既設の業務用防犯カメラ」があった。これらの防犯カメラは、主に出入り口に設けられており、従業員は何ら問題にしていなかった。

しかるに、あらたに設置された12台は、従業員が勤務する製品計量室や、製品置き場、従業員の休憩室、東工場の南ラインに向けられており、どう見ても、外部からの侵入者を防ぐためのものとは認めがたいものであった。従業員らが、新しく設置されたカメラを、防犯カメラではなく、「監視カメラ」と捉えたのは、むしろ当然である。

そして、監視カメラが設置されている職場の従業員らからは、恐怖と不安、ストレスの訴えが総務に上がった。そのため、尾畑氏が、尾原社長に問合せの電子メールを送付したところシステム担当者より、「夜間に東工場測定室内のPCより本社サーバーに保存されている品質に係わる情報にアクセスされた事実が判明した。」「連休中に同様なことが起きないように測定室への人の出入りを抑止する目的での設置」との説明があった(乙62)。

しかし、外部から不審者が侵入したのであれば、既設の業務用防犯カメラに写っていてしかるべきであるし、警察への通報がなされるべきであるところ、債権者は、そのような説明は一切していない。また、この説明では、本社2階手洗い場、旧ストレーナ室を上がった階段を含め、その他の場所に設置されている監視カメラの設置目的が不明である。

カメラの設置状況からすれば、債権者は内部犯行説をとり、全ての従業員を監

視しているとは思えない。そのため、何も知らされていない従業員は、カメラに不安を感じ、ストレスを感じている。

尾畑氏は、総務や組合役員に寄せられた従業員の不安を放置するのは良くないと考え、改善するために、従業員への説明、個人のプライバシーへの配慮を求め、さらには安全衛生委員会での検討を求めたものである（甲 33 の 1 ～ 3）。

4 尾畑氏に対する「改善指導票」

債権者は、2021年5月20日、尾畑氏に対し、「改善指導票」を発し、「改善指導」を行った。「指導事案」は、尾畑氏が、4月29日に防犯カメラの取り付けについて、『なんで取り付けているんだ。』などと発言した、というものである。業務Grは、「パワハラ的な言動である」「結果的に鈴木氏は社長の指示で行っていた防犯カメラの設置ができなかった。今後はこのような言動・行為をしないように注意されたい」とコメントしている。

しかし、尾畑氏の発言は、乙第61号証のとおりであり、尾畑氏は、決して威圧的な口調で、『何で取り付けているんだ。』などと発言していない。また、鈴木氏がカメラの設置を止めた理由は不明であるが、尾畑氏も、他の組合員らも鈴木氏の作業の妨害はしていない。

業務Grは「パワハラ的な言動である」とコメントしているが、きわめて杜撰なコメントである。けだし、パワハラとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものである。尾畑氏は、鈴木氏に対して、優越的な関係にはなく、また尾畑氏の発した質問や言動は、業務上のものではない。鈴木氏の就業環境が害されてもいないのであって、「パワハラ的な言動」とは、単なるレッテル貼りである。

更に、尾畑氏の発言は、債権者の社長の指示により突然数多くの監視カメラを設置されたため、カメラの台数や設置場所を確認するためのものである。すなわち、業務上のものではなく、組合役員として、あるいは1従業員としての普通の質問や発言であり、債権者や、業務Grが、就業規則のどの条項に基づき、「改

善指導」をなすのか、不明である。代表取締役が、何ら就業規則上の根拠に基づくことなく、一従業員に、「改善指導」を出すことの方が、パワハラ的であり、かつ正当な組合活動への弾圧行為である。

債務者は、2021年5月26日付けで、債権者に対し、抗議の申し入れをしている(乙64)が、その文書にも記載したとおり、そもそも従業員に向けて、何の事前説明もなく、12台もの監視カメラを設置することの異常性に気づかないことについて、債務者は危惧を覚えている。

5 債権者の主張は理解しがたい

債権者は、上記主張書面で、「債務者分会役員らのEメールの内容、多数への同報、体裁は、一般常識からして、いち従業員が経営トップである社長に対する連絡とはかけ離れているが、このような言動が蔓延し、経営側が企業秩序の維持に苦慮しているのが現在の債権者の状況である。」と主張している。

しかし、突然、何らの説明もなく、12台(現在は10台)の監視カメラを向けられ、日常を監視するような職場環境を改善することは安全衛生委員会や組合の重要な存在理由である。組合役員や従業員は、何も好き好んで社長にメールを出しているのではない。そして、メールの内容は至極正当な要求である。債権者が維持しようとしている「秩序」とは一体何なのかの方が理解しがたい。

また、債権者は、「三」で甲25号証をとらえ、「就業時間中に、債権者の施設を利用した活動(組合活動か従業員代表なのか不明確な活動)の通告をためらわず、債権者はこれらへの対応を余儀なくされている」と述べているが、朝倉氏は債権者の従業員の過半数を組織する組合の分会長であるところ、債権者が「本社工場だけをみれば、組合は過半数を組織していない」として、朝倉氏を36協定等締結についての代表者と認めなかったため、選挙を行い、朝倉氏が本社工場の過半数代表者に選出された。その事実を、債権者は熟知しているはずである。朝倉氏は、あくまで組合活動としてではなく、労基法等により、締結が義務づけられている36協定等の「従業員代表」として、債権者と締結すべき協定についての説明・学習会を呼びかけたものであり、これは従業員の「過半数代表者」とし

て、自らの任務を全うするためのものである。けだし、締結すべき協定について、従業員の理解がえられなければ協定の締結はできないからである。そして、協定の締結は、従業員の為という側面もあるが、使用者側にも利益が及ぶものである。債権者が「これらへの対応を余儀なくなされている」とは一体どういう意味なのか理解に苦しむ。

以上